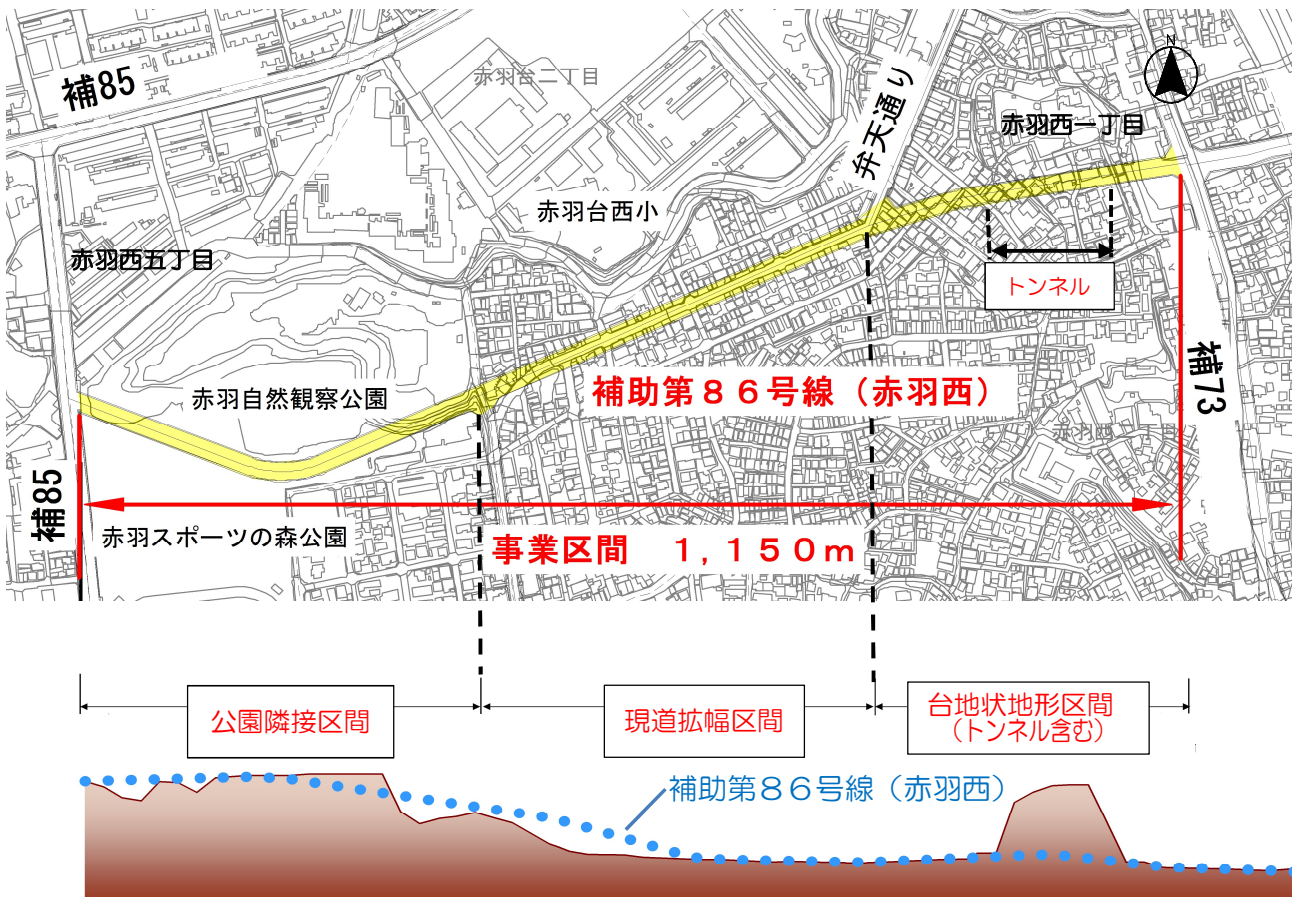


# 東京都市計画道路補助線街路第86号線 (北区赤羽西五丁目～同区赤羽西一丁目)



## 事業の概要について

- 本事業は、北区赤羽西五丁目から同区赤羽西一丁目までの延長1,150mの区間に標準幅員20mの道路を新設・拡幅するものです。
- 本路線は特定整備路線※に指定しており、道路が整備されることで、延焼遮断機能や安全な避難路の確保など、地域における防災機能の強化を図ることができます。  
(※特定整備路線については裏面を参照)
- 本路線は公園隣接区間、現道拡幅区間、台地状地形区間の3区間に大きく分かれており、台地状地形区間の一部にはトンネルを通す計画です。



## 問い合わせ先

東京都第六建設事務所工事課 (道路設計担当)

住所：東京都足立区千住東 2-10-10 〒120-0025

電話：03-3882-1437 FAX：03-3882-7066

(受付時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

<東京都第六建設事務所のホームページ>

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/rokken/index.html>



六建

検索

# 特定整備路線について

## ●特定整備路線とは

### ○木造住宅密集地域(木密地域)

東京には、JR山手線の外側から環七通り沿いに木造住宅密集地域(木密地域)が広範に分布しており、その特徴から次のような防災上の課題を抱えています。

老朽化した木造住宅が多い  
⇒地震火災による大きな被害が想定される。

狭あい道路や行き止まり道路が多い  
⇒消防活動などに支障をきたすおそれがある。

### ○特定整備路線

特定整備路線は、木密地域のうち震災時、特に甚大な被害が想定される地域に**延焼遮断帯を形成し、地域の防災性向上を図る**都施行の都市計画道路です。

## ●特定整備路線を整備すると

- 延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぐことができます。
- 震災時の安全な避難路が確保されます。
- 緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。

### ○整備イメージ

東京都は特定整備路線の整備に加えて、区と連携した市街地の不燃化促進(不燃化特区)などにも取り組み、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を目指しています。

